平成２５年（フ）第９５２１号
東京都調布市国領町１丁目37―９―203
破産者　萩野谷満穂
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６１９号
東京都江東区南砂２丁目３―７―1427
破産者　代田　文子
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６４０号
東京都豊島区巣鴨３丁目35―２　高岩寺
破産者　堀江　健治
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９６８５号
神奈川県川崎市中原区下小田中４丁目18―19―104
破産者　産賀　雄太
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７３８号
東京都葛飾区高砂２丁目19―４―102
破産者　吉永志づ子
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７３９号
東京都葛飾区高砂２丁目19―４―102
破産者　矢作　静子
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７６７号
千葉県習志野市袖ケ浦３丁目２―７―102
破産者　山田　早月
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７７１号
東京都昭島市美堀町５丁目２―３
破産者　八木　　昇
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第９７７２号
東京都昭島市美堀町５丁目２―３
破産者　八木きくゑ
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４８５号
札幌市豊平区美園12条７丁目１番15号
破産者　株式会社美園緑化
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９号
栃木県真岡市並木町３丁目20番地８
破産者　合資会社市瀬商会
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２５年（フ）第１８６号
千葉県松戸市松戸新田111番地の58　フローレスＩＮＡＭＩ202号
破産者　米田　　猛
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３３５号
千葉県流山市西初石１丁目778番地の２フォレステージＤ―203、開始決定時の住所千葉県柏市若柴173番地８　柏の葉キャンパス151街区　Ａ―3307
破産者　高橋　　洋
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３３６号
千葉県柏市柏７丁目10番17号
破産者　有限会社フィットジョブ
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３３７号
茨城県坂東市大口2844番地
破産者　株式会社フィットジョブ
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４３１号
千葉県野田市親野井450番地
破産者　田中　幸子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第４４０号
千葉県松戸市西馬橋２丁目22番地の２
破産者　窪田　朝子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第８８３６号
東京都渋谷区代々木２丁目９番２号
破産者　株式会社ケンソフト
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１６７号
東京都世田谷区成城６丁目16番12号　成城島田ビル101号
破産者　特定非営利活動法人人権タイムス
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０３０号
千葉県船橋市馬込西３丁目14番25号、商業登記簿上の本店所在地千葉県鎌ヶ谷市南初富４丁目17番41号
破産者　株式会社クリーク
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２８７９号
東京都大田区南馬込１丁目42番８号
破産者　川崎　正隆
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部